

福壽鐵工所の徒弟待遇改善要求紛議

- 一、名 稱 福壽鐵工所
- 二、所 在 地 福岡縣粕屋郡箱崎町
- 三、事業の種類 機械製造
- 四、事業主 古田 壽 作
- 五、資 本 金 貳萬圓
- 六、従業員 數 五五名（内徒弟二五名）
- 七、紛議發生事情

本鐵工所は鐵山用機械等の製造をなす小工場であるが、
 徒弟間に激務や食事粗悪等に對する不満ありたる處本年二
 月工場主は轉職防止の目的の下に別紙誓約書を徴すること
 となりたる爲之れを動機として對待遇改善の歎願書を提出し
 たるに因る。

八、要 求 事 項（歎願書）

- 1、誓約書を即時撤回下さる
- 2、暴力行爲を御つしみて下さる
- 3、作業服其の他日用品類を三日毎に充分支給下さる
- 4、御贈を不可御改善下さる

九、經 過

徒弟林俊雄は本件を實兄たる林幸三郎（福岡市書記）に通
 したるところ同人は知人たる全國皇道青年同盟員乾達雄外
 一名と諮り直ちに歎願書を作成して父兄十數名の賛成を求
 めて四月二十九日工場主を訪問歎願書を手交したるところ
 工場主は要望に善慮すべく回答したる爲之を諒としたので
 ある。

然るに同工場支配人佐藤甚五郎は自己の責任と地位とを專